定　款

公益社団法人日本ダンス議会（JDC）

Japan Dance Council

公益社団法人日本ダンス議会　定款

第１章　総　則

（名　称）

第１条　本議会は、公益社団法人日本ダンス議会と称し、英文名を JAPAN DANCE COUNCIL（略称ＪＤＣ）という。

（事務所）

第２条　本議会は、主たる事務所を東京都中央区に置く。

２　本議会は、理事会の決議によって、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

（目　的）

第３条　本議会は、国内外におけるダンスの普及、発展及び教育、国内外におけるダンス競技会の開催、充実並びに職業的ダンス教師の地位待遇、生活の向上、充実等に関する事業を行うとともに、青少年へのダンス文化指導と育成、地域社会へのダンス文化指導と指導員派遣を行い、これを通じて国際親善、国民の健康、教養、文化の向上、発展並びにダンス関係者全体の利益と福祉に寄与することを目的とする。

（事　業）

第４条　本議会は、前条の目的を達するため次の事業を行う。

(1)　ダンス競技の統一競技規則の制定

(2)　ダンス競技に関する統一的な全国的及び国際的競技会の開催、認定及び公認

(3)　ダンス競技に関する統一的な指導者・審査員及び競技選手の養成並びに資格認定に関する統一的規則・認定制度の実施

(4)　ダンス競技に関する公式記録の認定及び管理並びに公式表彰

(5)　ダンスに関する統一的な研修会、講習会の実施

(6)　ダンス競技の国際的競技会への選手・役員等の派遣

(7)　ダンスに関する調査及び研究

(8)　ダンスに関する施設の設置及び運営

(9)　ダンスに関する出版物の刊行及び広報宣伝活動

(10)　青少年へのダンス文化指導と育成

(11)　地域社会へのダンス文化指導と指導員派遣

(12)　ダンスを通じた国民の文化及び健康の向上を図る為の事業

(13)　その他本議会の目的を達するために必要な事業

２　前項の事業は、本邦及び海外において行うものとする。

第２章　会員及び代議員

（構成員）

第５条　本議会は、次に掲げる資格を有する者のうち、理事会が別に定める入会申込書により、理事長に申込み、理事会の承認を得た者をもって構成する。

(1)　正 会 員　　本議会の目的に賛同して各総局から推薦された個人であり、次の地域別総局に所属する者

総局は次の通りである。

東北、東部、中部、西部、九州の各総局

なお、総局の区分及び運営については別に定める運営規則による。

(2)　賛助会員　　本議会の事業を賛助することを目的とする個人又は団体

(3)　名誉会員　　本議会に功労のあった者又は学識経験者で理事会において推薦された者

(4)　経営者会員　本議会の目的に賛同するダンス教室経営者

(5)　教師会員　　本議会の目的に賛同するダンス教師

(6)　選手会員　　本議会の目的に賛同するダンス選手

（入会金及び会費）

第６条　正会員は理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

２　賛助会員は理事会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

３　経営者会員は理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

４　教師会員は理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

５　選手会員は理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

（会員の資格喪失）

第７条　会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

(1)　退会したとき

(2)　会員が成年被後見人又は被保佐人になったとき

(3)　会員が死亡し、若しくは失踪宣告を受けたとき

(4)　賛助会員が解散し、又は解散したとみなされたとき

(5)　入会金又は会費の全部又は一部の支払を２年以上滞納したとき

(6)　除名されたとき

(7)　総代議員が同意したとき

（退　会）

第８条　会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

（除　名）

第９条　会員が次の各号の一に該当する場合には、総代議員の半数以上であって、総代議員の議決権の４分の３以上の議決に基づいて除名することができる。

(1)　本議会の定款又は規則に違反したとき

(2)　本議会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

(3)　その他除名すべき正当な理由があるとき

（拠出金品の不返還）

第１０条　既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

（代議員）

第１１条　本議会は、概ね正会員６人の中から１人の割合をもって選出される代議員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

２　代議員を選出するため、正会員による代議員選挙を行う。代議員選挙を行うために必要な細則は理事会において定める。

３　代議員は、正会員の中から選ばれることを要する。正会員は、前項の代議員選挙に立候補することができる。

４　第２項の代議員選挙において、正会員は他の正会員と等しく代議員を選挙する権利を有する。理事又は理事会は、代議員を選出することはできない。

５　第２項の代議員選挙は、２年に１度、６月に実施することとし、代議員の任期は、選任の２年後に実施される代議員選挙終了の時までとする。ただし、代議員が代議員総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員の解任の訴え（一般法人法第２６６条第１項、第２６８条、第２７８条、第２８４条）を提起している場合（一般法人法第２７８条第１項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない。（当該代議員は、役員の選任及び解任（一般法人法第６３条及び第７０条）並びに定款変更（一般法人法第１４６条）についての議決権を有しないこととする。）

６　代議員が欠けた場合又は代議員の員数を欠くこととなるときに備えて補欠の代議員を選挙することができる。補欠の代議員の任期は、任期の満了前に退任した代議員の任期の満了する時までとする。

７　補欠の代議員を選挙する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。

(1)　当該候補者が補欠の代議員である旨

(2)　当該候補者を１名又は２名以上の特定の代議員の補欠の代議員として選任するときは、その旨及び当該特定の代議員の氏名

(3)　同一の代議員（２名以上の代議員の補欠として選任した場合にあっては、当該２名以上の代議員）について２名以上の補欠の代議員を選任するときは、当該補欠の代議員相互間の優先順位

８　第６項の補欠の代議員の選任に係る決議が効力を有する期間は、選任後最初に実施される第５項の代議員選挙終了の時までとする。

９　正会員は、一般法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、社員と同様に当議会に対して行使することができる。

(1)　一般法人法第１４条第２項の権利（定款の閲覧等）

(2)　一般法人法第３２条第２項の権利（社員名簿の閲覧等）

(3)　一般法人法第５７条第４項の権利（社員総会の議事録の閲覧等）

(4)　一般法人法第５０条第６項の権利（社員の代理権証明書面等の閲覧等）

(5)　一般法人法第５１条第４項及び第５２条第５項の権利（議決権行使書面の閲覧等）

(6)　一般法人法第１２９条第３項の権利（計算書類等の閲覧等）

(7)　一般法人法第２２９条第２項の権利（清算法人の貸借対照表の閲覧等）

(8)　一般法人法第２４６条第３項、第２５０条第３項及び第２５６条第３項の権利（合併契約等の閲覧等）

10　理事又は監事は、その任務を怠ったときは、本議会に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、一般法人法第１１２条の規定にかかわらず、この責任は、すべての正会員の同意がなければ、免除することができない。

第３章　役　員　等

（種類及び定数）

第１２条　本議会に次の役員を置く。

理　　事　　６名以上３０名以内

監　　事　　２名以内

２　理事のうち１名を理事長、４名以内を副理事長、数名を常務理事とする。

３　前項の理事長をもって一般法人法上の代表理事とし、副理事長、常務理事をもって同法第９１条第１項第２号の業務執行理事とする。

（選　任）

第１３条　理事及び監事は、代議員総会において選任する。

２　理事長、副理事長、常務理事は理事会において選定する。

３　理事のうちには、理事のいずれか１名及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の３分の１を超えて含まれることになってはならない。

４　監事には、本議会の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び本議会の使用人が含まれてはならない。又、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

５　他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事の総数の３分の１を超えてはならない。

（役員の任期）

第１４条　理事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時代議員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

２　監事の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時代議員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

３　補欠又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

補欠により選任された監事の任期は、前任者の残任期間とする。

４　役員は、第１２条に定める定数に足りなくなるときは辞任又は任期満了後においても、後任者が就任されるまでは、その職務を行わなければならない。

（理事の職務及び権限）

第１５条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

２　理事長は、本議会を代表し、その業務を執行する。

３　副理事長は、理事長を補佐し、本議会の業務を執行する。又、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、理事長の業務執行に係る職務を代行する。

４　常務理事は、本議会の業務を分担執行する。又、副理事長に事故があるとき、又は欠けたときは、理事会が予め決定した順序によって、その職務を代行する。

５　理事長、副理事長及び常務理事は、毎事業年度に４箇月を超える間隔で２回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第１６条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

２　監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本議会の業務及び財産の状況を調査することができる。

（役員の解任）

第１７条　役員は、総代議員の半数以上であって、総代議員の議決権の４分の３以上の議決に基づいて解任することができる。

（役員の報酬等）

第１８条　理事及び監事に対して、代議員総会において定める総額の範囲内で、代議員総

会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

（責任の一部免除又は限定）

第１９条　本議会は、役員の一般法人法第１１１条第１項の賠償責任について、一般法人法第１１４条第１項に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除した額を限度として、免除することができる。

２　本議会は、外部理事及び外部監事との間で、前項の賠償責任について、一般法人法第１１５条第１項に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金１０万円以上で予め定めた額と法令に定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

（名誉会長、名誉副会長、名誉顧問、名誉相談役）

第２０条　本議会に名誉会長、名誉副会長、名誉顧問若干名及び名誉相談役若干名を置くことができる。

２　名誉会長、名誉副会長、名誉顧問及び名誉相談役については、理事会において選任する。

３　名誉会長、名誉副会長、名誉顧問及び名誉相談役については、理事長の諮問に答え、意見を述べるものとする。

（顧問、相談役）

第２１条　本議会に、顧問及び相談役若干名を置くことができる。

２　顧問及び相談役については、理事会において選任する。

３　顧問及び相談役については、理事長から諮問された本議会の重要事項に意見を述べるものとする。

（エグゼクティブアドバイザー）

第２２条　本議会に、エグゼクティブアドバイザー若干名を置くことができる。

２　エグゼクティブアドバイザーについては、理事会において選任する。

３　エグゼクティブアドバイザーについては、理事長の諮問に答え、高度な専門的知識に関する助言又は指導を行うものとする。

第４章　代議員総会

（構　成）

第２３条　代議員総会は、すべての代議員をもって構成する。

２　代議員総会をもって、一般法人法上の社員総会とする。

（権　限）

第２４条　代議員総会は、次の事項について決議する。

(1)　会員の除名

(2)　理事及び監事の選任又は解任

(3)　理事及び監事の報酬等の額

(4)　貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認

(5)　定款の変更

(6)　解散及び残余財産の処分

(7)　その他代議員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開　催）

第２５条　代議員総会は、定時代議員総会として毎年度９月に１回開催するほか、必要がある場合に開催する。

（招　集）

第２６条　代議員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

２　総代議員の議決権の１０分の 1 以上の議決権を有する社員は、理事長に対し、代議員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、代議員総会の招集を請求することができる。

（決　議）

第２７条　代議員総会の決議は、総代議員の議決権の過半数を有する代議員が出席し、出席した当該代議員の議決権の過半数をもって行う。

２　前項の規定にかかわらず、次の決議は、総代議員の半数以上であって、総代議員の議決権の４分の３以上に当たる多数をもって行う。

(1)　会員の除名

(2)　役員の解任

(3)　定款の変更

(4)　解散

(5)　その他法令で定められた事項

３　理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第１項の決議を行わなければならない。

理事又は監事の候補者の合計数が第１２条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

（議　長）

第２８条　代議員総会の議長は、理事長若しくは理事長指名による理事がこれを行う。

（議決権）
第２９条　代議員総会における議決権は、代議員１名につき１個とする。
（議事録）
第３０条　代議員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
２　議長及び代議員総会で選任された議事録署名人２名は、前項の議事録に記名押印する。

第5章　理　事　会

（構　成）
第３１条　本議会に理事会を置く。
２　理事会は、理事をもって構成する。
（権　限）
第３２条　理事会は、次の職務を行う。
(1)　本議会の業務執行の決定
(2)　理事の職務の執行の監督
(3)　理事長及び業務執行理事の選定及び解職
（招　集）
第３３条　理事会は、理事長が招集する。
２　理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長が理事会を招集する。
（議　長）
第３４条　理事会の議長は、理事長又は理事長指名者がこれを行う。
（決　議）
第３５条　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
２　前項の規定にかかわらず、一般法人法第９６条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。
（議事録）
第３６条　理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
２　出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第６章　基　　金

（基金の拠出）

第３７条　本議会は、基金の拠出を社員又はその他第三者に求めることができる。

（基金の拠出者の権利に関する規定）

第３８条　本議会の基金は、基金拠出契約で定める日までは返還しない。

（基金の返還手続）

第３９条　基金の返還手続については、定時代議員総会において、返還すべき基金の総額について決議を経て返還する。

第７章　資産及び会計

（事業年度）

第４０条　本議会の事業年度は、毎年７月１日に始まり翌年６月３０日に終わるものとする。

（事業計画及び収支予算）

第４１条　本議会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

２　前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第４２条　本議会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1)　事業報告

(2)　事業報告の附属明細書

(3)　貸借対照表

(4)　損益計算書（正味財産増減計算書）

(5)　貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(6)　財産目録

２　前項の承認を受けた書類のうち、第１号、第３号、第４号及び第６号の書類については、定時代議員総会に提出し、第１号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

３　第１項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に５年間、又、従たる事務所に３年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる

事務所に、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1)　監査報告

(2)　理事及び監事の名簿

(3)　理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4)　運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

（公益目的取得財産残額の算定）

第４３条　理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第４８条に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第３項第４号の書類に記載するものとする。

第８章　定款の変更及び解散

（定款の変更）

第４４条　この定款は、代議員総会の決議によって変更することができる。

（解　散）

第４５条　本議会は、代議員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

（公益認定の取消し等に伴う贈与）

第４６条　本議会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、代議員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から１箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第５条第１７号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

（残余財産の帰属）

第４７条　本議会が清算をする場合において有する残余財産は、代議員総会の決議を経て、認定法第５条第１７号に掲げる法人であって租税特別措置法第４０条第１項に規定する公益法人等又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第９章　公　　告

（公告の方法）

第４８条　本議会の公告は、電子公告により行う。

２　事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報による。

第１０章　補　　則

（委　任）

第４９条　この定款に定めるもののほか、本議会の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附　則

１．この定款の施行後最初の代議員は、第１１条と同じ方法で予め行う代議員選挙において最初の代議員として選出された者とする。

附　則（平成２６年２月１２日一部変更）

１．この定款は平成２６年２月１２日から施行する。

（目的、事業、構成員、入会金及び会費、代議員、役員等の定数）

附　則（平成２６年５月７日一部変更）

１．この定款は平成２６年５月７日から施行する。

（代議員、責任の一部免除又は限定）

附　則（平成２６年９月２４日一部変更）

１．この定款は平成２６年９月２４日から施行する。

（構成員、代議員、役員等の定数、名誉会長等）

附　則（令和２年９月３０日一部変更）

１．この定款は令和２年９月３０日から施行する。

（第３条　目的）

附　則（令和３年９月２９日一部変更）

１．この定款は令和３年９月２９日から施行する。

（第２２条　エグゼクティブアドバイザー）

附　則（令和４年９月２７日一部変更）

１．この定款は令和４年９月２７日から施行する。

（第１２条　理事の定数）